

監理技術者講習有効期間の変更

(建設業法施行規則の一部改正：令和3年1月1日より)

【改正概要】

- ・講習の有効期間を「受講日から5年」から「**受講した日の属する年の翌年から起算して5年**」へと改正。
- ・施行期日はR3.1.1とする。

改正前	第十七条の <u>十四</u> 法第二十六条 <u>第四項</u> の規定により選定されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても その日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講 していなければならない。
改正後	第十七条の <u>十七</u> 法第二十六条 <u>第五項</u> の規定により選定されている監理技術者は、当該選定の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた 講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者 でなければならない。

